備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十単位以上及び専門分野三十七単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第一の二（第二条関係）

教育内容		単位数	備考
専門分野	基礎理学療法学	六	
	理学療法管理学	二	職場管理、理学療法教育及び職業倫理を含む。
	理学療法評価学	六	医用画像の評価を含む。
	理学療法治療学	二十	喀痰（かくたん）等の吸引を含む。
	地域理学療法学	三	
	臨床実習	二十	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所において行うこと。通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。
選択必修分野		九	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計		六十六	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十六単位以上（うち専門分野三十七単位以上及び選択必修分野九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十八単位以上及び臨床実習以外の教育内容七十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十六単位以上及び専門分野三十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第一の二（第二条関係）

教育内容		単位数	備考
専門分野	基礎理学療法学（新設）	六（新設）	
	理学療法評価学	五（新設）	
	理学療法治療学	二十（新設）	
	地域理学療法学	四	
	臨床実習	十八	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野		九	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計		六十二	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十八単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十四単位以上（うち専門分野三十五単位以上及び選択必修分野九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。